

## ハイライト:

- ・平成18年4月1日、新会社法が施行される予定です。
- ・教育訓練に勘定を設けて、人材投資促進税制を活用しましょう！

夏号 第22号  
(法人様向け)

2005年6月

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### 目次:

ご挨拶	1
新・会社法とは？	1
人材投資促進税制利用するなら！	2

### ご挨拶

梅雨に入り、紫陽花の彩りが雨に美しく映える季節となりました。

第22号では、平成18年4月1日施行予定の新・会社法に関して解説しました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたらご遠慮なくお問い合わせ下さい。



公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### 新・会社法とは？

従来の商法改正は、株式公開をしていない中小企業にはあまり関わり合いのない内容のものがほとんどでしたが、今回改正が予定されている会社法は全企業に関わる大がかりな改正となっています。

明治時代に制定された商法が漢字カタカナ混じりの文語体で書かれており、これを口語体へ変更することが基本方針とされ、商法・有限会社法・商法特例法等の各規定を1つの法典にとりまとめることになっています。主な改正内容は以下の通りです。

1)有限会社の廃止

2)株式会社の最低資本金制度の廃止

3)会社の機関設計の自由度がUP

以上記について簡単にご説明していきます。

今後の対応方法

#### 1)有限会社法の廃止

「有限会社」の名称のまま存続する～現行の有限会社に認められている制度をそのまま維持できます。原則として定款及び登記事項に関して変更手続きを行う必要はありません。

#### 現在の有限会社

「株式会社」に移行する～社員総会の特別決議を経て変更登記を行います。登記代として3万円がかかります。  
旧有限会社の解散登記及び株式会社の設立登記を行うことになります。  
法人税法上は解散及び設立はなかったものと見なされ、事業年度は継続した従来の年度で申告することになります。

有限会社法自体が廃止され、新たに有限会社を設立することができなくなります。既存の有限会社は「有限会社」の商号を用いたまま新会社法の「株式会社」(特例有限会社とよばれます)として存続するか、商号を変更して「株式会社」になるかいずれかを選択することになります。

\* 現行の有限会社に認められている制度:取締役の任期制限なし、決算公告は不要など



任期制限なし～役員の変更が殆ど無いため登記代がかからない、決算公告不要～公告料がかからない

新株式会社:任期～取締役2年、監査役4年→役員の任期満了毎に変更登記が必要

(但し譲渡制限会社は最長10年まで延長可能)

決算公告～必要

## 2) 株式会社の最低資本金制度の廃止

現在の商法では、株式会社1,000万円、有限会社300万円を最低資本金とする制度が規定されています。これが新会社法では廃止される予定となっています。従って、従来例外的に認められていた「資本金1円から設立できる確認会社」でなくても、資本金1円で問題なく株式会社として設立できることになります。加えて、現在は、株主からの出資を担保するため金融機関に設立時の発行価額全額を払込み、払込証明を発行してもらい登記申請書に添付しないと会社の設立ができないのですが、この払込証明を残高証明に代え、簡易な手段にすることも予定されています。

## 3) 会社の機関設計が自由に

現行の株式会社は取締役3人以上、監査役1人以上を必ず設置しなくてはならないことになっていますが、新会社法では取締役1人以上であれば会社設立が可能となります(譲渡制限会社)。すなわち

①取締役会は必ずしも設置しなくてもよく、取締役1名でもOK

②監査役は任意での設置でOK

③取締役・監査役の任期は定款で定めれば最長10年間とすることも可能です。

また、新たに、取締役と共同して計算書類を作成し、株主総会でその説明義務を負う「会計参与」制度が創設されます。

## 人材投資促進税制を利用するなら！

平成17年度税制改正により

①青色申告法人で

②教育訓練費の金額が基準額(前2事業年度の教育訓練費の平均額)を超える場合



③その超える額の25%相当額を法人税額から控除できる(当期法人税額の10%相当額が限度)

<但し、中小企業者の場合には違う計算方法との選択もできます>

が導入されますが、期末時に税額控除の計算が迅速にできるように新たに「教育訓練費」などの科目を設定し、対象となる教育訓練費をここに集計・計上するようにしましょう。この場合、役員は対象外であること、社内講義を行った従業員の給与は対象外であること等を注意しましょう。



## 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(さいたま事務所)

さいたま市浦和区岸町7-9-19

電話 048-834-1598

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp

ホームページもご覧下さい

<http://homepage2.nifty.com/my-naka/>

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせ下さい。